

＜別紙＞

登録更新講習会受講該当者

（登録更新対象者）

今年度の登録更新講習会の受講対象者は、令和2（西暦2020）年度の補償業務管理士試験に合格し、令和3（西暦2021）年10月に登録した方及び令和3（西暦2021）年度に登録更新を行った方です。（下記(1)、(2)のとおり）

また、登録の更新の対象部門は、それぞれの部門の取得年に関係なく、**現在取得している部門すべてが対象**となりますので、ご留意ください。

（1）令和3（西暦2021）年度に登録更新を行った方

「補償コンサルタントCPD制度」のCPDポイントが登録更新講習の申込時点において、その前回の更新時からの累計で80ポイント以上必要です。

（2）令和2（西暦2020）年度の補償業務管理士試験に合格し、令和3（西暦2021）年10月に登録した方

今回は、登録更新講習会の受講要件である「補償コンサルタントCPD制度」のCPD取得ポイントは適用されません。

次回（令和13年度）の登録更新講習会受講に必要なCPD取得ポイント（80ポイント）は、今回の登録更新講習会（15ポイント）からポイントが累計されますので、「補償コンサルタントCPD制度」に未登録の方は、今回の登録更新講習会の前にCPD会員登録のご申請を頂き「補償コンサルタントCPD制度」に登録されることをお薦めいたします。

※詳細は、当協会のHP(URL:<https://www.jcca-net.jp/cpd/>)をご参照ください。

（再登録対象者）

（3）過去に補償業務管理士として補償業務管理士登録台帳に登載された方で、登録更新未了の方（補償業務管理士再登録のための講習会の受講対象者）

また、再登録の対象部門は、それぞれの部門の取得年に関係なく、**現在取得している部門すべてが対象**となりますので、ご留意下さい。

（4）なお、平成28年度以降初めて受講する方は、登録更新講習会の受講要件である、「補償コンサルタントCPD制度」のCPD取得ポイントは、適用されませんが、平成28年度以降更新されたことがある方は、前回の更新時からの累計で80ポンド以上必要となります。